

大警協安全活動協力隊設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪府警備業協会(以下「本会」という。)の定款第3条並びに第4条第1項第5号及び第6号の規定を達成するための支援活動体制の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称)

第2条 本会に、大警協安全活動協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(組織等)

第3条 協力隊員は、本会加盟会員所属の警備員の中から、本会会長(以下「会長」という。)が委嘱した者をもって組織する。

2 協力隊は、本会直轄部隊、一般部隊をもって構成する。

3 直轄部隊は、隊長、副隊長、隊長伝令、支部隊長、支部副隊長及び支部隊員で構成し、安全活動協力隊訓練、災害等発生時における緊急支援活動及びその他防犯・災害支援活動等の要請があった場合に中核的役割を担うものとする。

4 一般部隊は、直轄部隊の下において、安全活動協力隊の集合訓練及びその他防犯・災害等の支援活動に従事するものとする。

(隊員の委嘱)

第4条 会員は、協力隊員としてふさわしい者を「大警協安全活動協力隊員推薦書」(別記様式第1)により、支部長を経て会長に上申するものとする。

2 会長は、前項の推薦書により選考し、適任者を「大警協安全活動協力隊員」として委嘱する。

3 協力隊隊員の推薦基準は、別表のとおりとする。

(任期)

第5条 協力隊員の任期は、2年とする。ただし、必要により2年ごとに再委嘱することができる。任期途中における新隊員の任期は、現隊員の任期までとする。

2 協力隊を新たに編成するときは、現協力隊員の任期は、前項の規定に関わらず、新協力隊員への委嘱の日までとする。

(定数)

第6条 協力隊員の定数は、概ね250名とする。

(任務)

第7条 協力隊員の任務は、次のとおりとする。

(1) 事件・事故・災害時における次の支援、協力活動等

ア 避難誘導、被害調査

イ 交通誘導、緊急輸送ルート確保の支援

ウ 防犯活動等への支援協力

エ パトロール活動、防犯活動の指導

オ 各種防犯、防災訓練等への参加

- カ その他、協力が必要と認められる地域安全活動
- (2) 地域安全活動への参加、協力等に関する次の活動
 - ア 防犯パトロールの実施等による防犯、防災活動
 - イ 地域安全情報の収集、伝達
 - ウ 犯罪捜査活動への協力
- (3) 地域安全思想の普及高揚に関する次の活動
 - ア 地域安全関係行事への参加等
 - イ 各種団体の行う広報啓発活動への参加等
 - ウ 防犯機器の紹介や使用方法の指導

(隊員の除隊)

第 8 条 協力隊員が除隊する場合は、除隊届(別記様式第 2)を会長に提出しなければならない。

(隊員の解任)

第 9 条 会長は、協力隊員に次の各号に掲げる事由が生じたときは、協力隊員を解任することができる。

- (1) 協力隊員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 協力隊員として任務遂行が困難と認められるとき。
- (3) その他、解任が適当と認められる事由が生じたとき。

(服装等)

第 10 条 本会は、協力隊員に対し次の服装等を貸与する。

- (1) 制服
- (2) 隊員章
- (3) ヘルメット
- (4) 帯革
- (5) 警笛
- (6) 警笛つり紐
- (7) 安全靴
- (8) その他

2 協力隊員は、除隊等により協力隊員でなくなったときは、前項の規定により貸与された服装等を速やかに本会へ返納しなければならない。

(幹部隊員)

第 11 条 協力隊に、次の幹部隊員を置く。

- (1) 隊長 1 名
- (2) 副隊長 若干名
- (3) 隊長伝令 1 名
- (4) 支部隊長 若干名

(幹部隊員の任務)

第 12 条 隊長は、隊務を統括し、この協力隊を代表する。

- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき、又は隊長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 隊長伝令は、隊長の指揮を受け協力隊員に対する連絡調整を行う。

4 支部隊長は、隊長及び副隊長の指揮を受け支部部隊を運用する。

(招集)

第 13 条 協力隊員の活動が必要な場合は、会長が隊長に命じて招集する。

(協力隊の活動)

第 14 条 協力隊員は、会長の命を受けて出勤し、派遣先の要請に基づき幹部隊員の指揮の下に活動する。

2 協力隊員が活動した場合には、隊長に活動の内容を報告する。

3 隊長は、協力隊員が行った活動の概要をその都度会長に報告するものとする。

(教育訓練等)

第 15 条 隊長は、会長の許可を得て協力隊員の教育訓練等を行うものとする。

(協力隊の事務)

第 16 条 協力隊の事務は、事務局において行う。

(経費)

第 17 条 協力隊の運営に関する経費は、協会において負担する。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成 8 年 3 月 5 日から施行する。

2 この規程の一部を改正し、平成 13 年 12 月 5 日から実施する。

3 この規程の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

4 この規程の一部を改正し、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

5 この規程の一部を改正し、平成 28 年 10 月 31 日から実施する。

別 表

大警協安全活動協力隊員推薦基準

1 協会直轄隊員の推薦基準

原則として、次の全ての基準を満たすこと。

【幹部隊員の推薦基準】

隊長・副隊長・支部隊長は59歳以下(委嘱時)、隊長伝令は49歳以下(委嘱時)
警備員指導教育責任者及び警備業務検定2級以上の資格を有する者
統率力、指導力及び行動力を備えた者
安全活動協力隊訓練(大阪府防災訓練等を含め、年間5回程度)、災害等発生時における緊急支援活動及びその他防犯・災害支援活動等の要請があった場合に参加できる者

【隊員の推薦基準】

49歳以下(委嘱時)
警備業務検定2級以上の資格を有する者
安全活動について理解と熱意があり、指導力及び行動力がある者
安全活動協力隊訓練(大阪府防災訓練等を含め、年間5回程度)、災害等発生時における緊急支援活動及びその他防犯・災害支援活動等の要請があった場合に参加できる者

2 一般隊員の推薦基準

原則として、次の全ての基準を満たすこと。

59歳以下(委嘱時)
安全活動について理解と熱意があり、指導力及び行動力がある者
健康で人格識見に優れており、団体活動に適正がある者
安全活動協力隊の集合訓練及びその他防犯・災害等の支援活動に参加できる者